

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	給食センターイントラ回線等移転業務委託
担当部・課名	生涯学習部・学校給食センター
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	¥883,300.-
契約締結日	令和6年3月13日
契約期間	契約締結の日～令和6年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーパートナーセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>阪南市立学校給食センター改修事業を行うため、学校給食センターにて給食事務手続きを行うことができないことから、旧下荘プールの事務所棟を利用することとなった。</p> <p>旧下荘プールには阪南市のイントラネットの接続する環境が無いため、環境を構築する必要がある。阪南市のネットワークについては、本庁内のサーバ等を介して、データセンターやインターネットに接続している。本庁のサーバ等の情報セキュリティに関する設定や管理者権限を有する設定については第三者に知られることを避ける必要があり、本市の各種情報ネットワークの設定・保守の業務を委託している(株)南大阪電子計算センターが現在以上に外部へ知られることなく情報ネットワーク等の設定を扱うことができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社南大阪電子計算センターと随意契約を行う。</p>